

平成 25 年夏期における熱中症に関する政府の取組

平成 25 年 6 月 4 日

熱中症対策については、近年、夏期の救急搬送者数が 4 万人前後で推移しており、関係省庁による取組のより一層の充実が必要となっている。

このため、熱中症関係省庁連絡会議のメンバーである省庁を中心に、政府における今夏の熱中症対策を以下のようにとりまとめ、関係省庁が分担・連携して推進する。

(参考)

- ・ 以下の内容については、既の実施している取組も含む。
- ・ **〈新規〉** : 平成 25 年度からの新規事業

1. 気象情報の提供、注意喚起 (気象庁、環境省)

(1) 気温の観測・予測情報の提供、注意喚起 (気象庁)

- ・ 全国各地の気温の観測情報をリアルタイムで提供するとともに、気温の予測情報を提供。特に、気温が高くなることやその状態が数日続くことが予想された場合、気象情報で注意喚起を実施するとともに、予め定めた目安を超える高温が予想された場合には、毎日の天気予報で熱中症による健康被害への注意を呼びかけ。
- ・ 翌日又は当日の最高気温が概ね 35°C^{*1} 以上になることが予想される場合に「高温注意情報」を発表し、熱中症への注意を呼びかけ。今年度は、北海道地域と沖縄地域を含めた全国を対象として発表。
- ・ 向こう 1 週間で最高気温が概ね 35°C^{*1} 以上になることが予想される場合にも、数日前から「高温に関する気象情報」を発表し、熱中症への注意を呼びかけ。
※1 一部の地域では 35°C 以外を用いることもある。
- ・ 5 日～14 日後を対象として、7 日間の平均気温が平年よりかなり高い場合に発表される「高温に関する異常天候早期警戒情報」において、7 日平均気温が概ね 28°C^{*2} を超える確率が 30% 以上と予想される場合に熱中症に対する注意を呼びかけ。
※2 一部の地域では 28°C 以外を用いることもある。

(2) 暑さ指数 (WBGT^{*3}) の情報提供 (環境省)

- ・ 全国の 841 地点 (昨年は約 150 地点) の WBGT の予報値を算出し、環境省「熱中症予防情報サイト」 (<http://wbgt.env.go.jp/>) 上において当日、翌日、翌々日の 3 日間分について、3 時間毎の予報値を毎日公開。

- ・今年度から、民間のメール配信サービスを活用した予報値、実測値等の個人向けメール配信サービスや、アスファルト上等の実生活の場や身長の高い児童を想定した予測値等（参考値）の提供等の新機能を追加。
- ・また、熱中症患者の発生時期を考慮し、従来の6月1日～9月30日の運用期間を5月13日（月）～10月18日（金）まで延長。

※3 WBGT（湿球黒球温度）：人体の熱収支に影響の大きい湿度、輻射熱、気温の3つを取り入れた指標であり、乾球温度、湿球温度、黒球温度の値を用いて算出したもの。運動や作業の強度に応じた基準値が定められている。

2. 予防・対処法の普及啓発（消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、気象庁、環境省）

（1）「熱中症予防強化月間」の設定（消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、環境省）〈新規〉

- ・国民一人一人に対して熱中症の予防法や応急処置等について、より一層の周知を図るため、熱中症に罹る人が急増する7月を熱中症予防強化月間と設定。
- ・ポスターの掲示等による、国及び地方公共団体の関係機関等における月間設置の周知や関係省庁等の行事における熱中症予防の呼びかけの実施。

（2）救急業務における熱中症対策（消防庁）

- ・熱中症による救急搬送患者に対し、適切な処置が行われるよう消防機関に対し助言等を実施。
- ・熱中症の症状や応急手当等について紹介した普及啓発リーフレットを作成し、消防庁ホームページに掲載。

（3）日常生活における熱中症対策（厚生労働省、環境省、気象庁）

- ・リーフレット「熱中症を防ぐために ～国民の皆さまに取り組んでいただきたいこと～」を作成し、各地方自治体に対し、保健所等における健康相談等での活用や介護事業者等への啓発等を依頼。（厚生労働省）
- ・熱中症についての科学的知見や予防法等をまとめた「熱中症環境保健マニュアル」、日常生活における予防・対処法などの要点をまとめたリーフレット及び携帯型カードを作成配布。これらについては、地方自治体や教育委員会の他、一般の方へも広く配布。（環境省）
- ・熱中症に係る正しい知識を普及するとともに、民間企業や行政機関が連携し、熱中症予防の声かけの輪を広げる取組として、「熱中症予防声かけプロジェクト」が「熱中症予防声かけプロジェクト実行委員会」の主催により平成23年より開始されており、実行委員会に環境省も参画・支援を実施。（環境省）

- ・ 気象情報を扱う事業者・団体、キャスター等を対象に、高温注意情報について紹介。
(気象庁)

(4) 高齢者等を対象とした熱中症対策（厚生労働省、環境省）

- ・ 高齢者や障害者等の支援が必要な方に対する熱中症対策について、自治体での取り組み事例をとりまとめ、全国の自治体の参考とするため、厚生労働省ホームページ上で紹介。(厚生労働省)
- ・ 高齢者向けに内容を特化したリーフレット、ポストカードを作成し、地方自治体や高齢者関係団体に配布。また、希望があった自治体には、リーフレット等の原稿のデータを提供し、自治体により増刷・配布を実施。(環境省)

(5) 学校現場における熱中症対策（文部科学省）

- ・ 学校現場において、熱中症の予防や児童生徒が熱中症を発症した場合の対応が的確に行われるよう、予防方法や応急措置等についてまとめた「熱中症を予防しよう」パンフレットを作成し、全国の教育委員会、学校、中体連及び高体連等に配布し、繰り返し周知するとともに、独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページに掲示。
- ・ 学校の教職員、教育委員会の担当者、中体連及び高体連の会長等を対象とした会議等において熱中症の問題を取り上げて指導。
- ・ 主に教職員や教育委員会関係者が登録している文部科学省におけるメールマガジンにおいて注意喚起。
- ・ 子どもたちのよりよい環境を確保するため、夏の暑い日差しを遮ること、風通しをよくすることなどの校舎づくりの工夫事例を紹介。また、公立学校施設については、地方公共団体からの計画を踏まえた空調設備の設置を支援。

(6) 職場における熱中症対策（厚生労働省）

- ・ 職場における熱中症の予防に関し、事業者の実施すべき事項を示し、都道府県労働局を通じて、的確に実施されるよう指導等を実施。
- ・ 職場のWBGT値の把握、作業管理、作業環境管理、労働者の健康管理等の熱中症予防対策を示し、都道府県労働局を通じて、的確に実施されるよう指導等を実施。
- ・ これらの対策についてパンフレット「熱中症を防ごう」にまとめ、事業者や労働者に対し周知。

(7) 農業現場における熱中症対策（農林水産省）

- ・熱中症の予防のための留意点について、各都道府県へ「農作業中の熱中症に対する指導の徹底について」を発出し、農業者への指導徹底を行う。
- ・「熱中症予防声かけプロジェクト」と連携してポスター及びチラシを作成し、行政機関やJA、民間企業などに配布する。チラシの裏には熱中症予防チェックシートを掲載し、ポスター及びチラシはホームページに掲載する。

(8) 節電啓発における熱中症対策（経済産業省）

- ・今夏、節電要請を行う場合には、需要家が、過度の節電により、熱中症等の健康被害を生じることのないよう広報等の実施に当たって留意。（経済産業省）

(9) 「健康のため水を飲もう」推進運動の支援（厚生労働省）

- ・「健康のため水を飲もう」推進委員会^{※4}作成のポスター・リーフレットの掲示・配布について、文部科学省、都道府県の水道関係部局及び大臣認可水道事業者等へ依頼。また、同委員会の活動について厚生労働省ホームページ上で紹介。

※42007年に武藤芳照東京大学政策ビジョン研究センター教授を委員長として発足した委員会で、「こまめに水を飲む習慣の定着」等の活動を行っている。毎年、ポスター・リーフレットを作成しているほか、2012年度には公募によりシンボルマークと標語を決定。

(10) 研修会・講習会の実施（厚生労働省、環境省）

- ・保健師中央会議およびブロック別研修会において、全国の保健師を対象に熱中症予防策を周知。（厚生労働省）
- ・各地域において地域の特性に応じた熱中症対策を進める際、指導者として中心的に対応できる人材の育成に資するため、主に地方自治体の担当職員、民生委員及びイベント主催者等を対象に、熱中症に関する基礎知識や、地域レベルでの効果的な対策等に係る講習会を、5月中旬から6月中旬にかけて全国14カ所で実施。（環境省）

3. 発生状況等に係る情報提供（消防庁、文部科学省、厚生労働省）

- ・夏期における熱中症による救急搬送人員数等を取りまとめ、1週間毎に速報値を公表するとともに、月毎の情報等を順次ホームページ上で提供。（消防庁）
- ・「学校の管理下における熱中症の発生状況等について、年度毎に学校種別で取りまとめ公表するとともに、学年・性別発生傾向や月別発生傾向についても公表。（文部科学省）
- ・職場における熱中症による死亡災害発生状況について、年毎に取りまとめ公表。（厚生労働省）
- ・人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を、集計し公表。（厚生労働省）

4. 調査研究の推進（厚生労働省、環境省）

（1）熱中症の実態把握や注意喚起体制の構築等に関する研究（厚生労働省）

- ・（社）日本救急医学会を中心として、全国の救命救急センターや大学病院からなる熱中症患者発生状況実態把握のための医療機関ネットワークを構築。
- ・上記を踏まえた、患者の医学情報に基づく治療ガイドラインの策定と周知。
- ・上記で収集した情報を生かした住民への注意喚起実施体制の構築。

（2）温暖化と熱中症・熱ストレスに関する調査研究（環境省）

- ・環境省の競争的資金である「環境研究総合推進費」において、温暖化に伴う将来の熱中症リスクの推定など、温暖化と熱中症・熱ストレスの関係について調査研究を実施。

熱中症に関する政府の取組の概要

1. 気象情報の提供、注意喚起

気温の観測・予測情報の提供、注意喚起(気象庁)



暑さ指数の情報提供(環境省)



2. 予防・対処法の普及啓発

熱中症予防強化月間(7月)の設定(関係省庁連絡会議)

救急における対策(消防庁)

日常生活における対策(厚生労働省、環境省、気象庁)

高齢者等対策(厚生労働省、環境省)

学校現場における対策(文部科学省)

職場における対策(厚生労働省)

農業現場における対策(農林水産省)

節電啓発・広報活動における対策(経済産業省、環境省)

研修会・講習会の実施(厚生労働省、環境省)



3. 発生状況等に係る情報提供

熱中症による救急搬送人員数等(消防庁)

学校管理下における熱中症の発生状況等(文部科学省)

職場における熱中症による死亡災害発生状況(厚生労働省)

熱中症による死亡者数(厚生労働省・人口動態統計より)



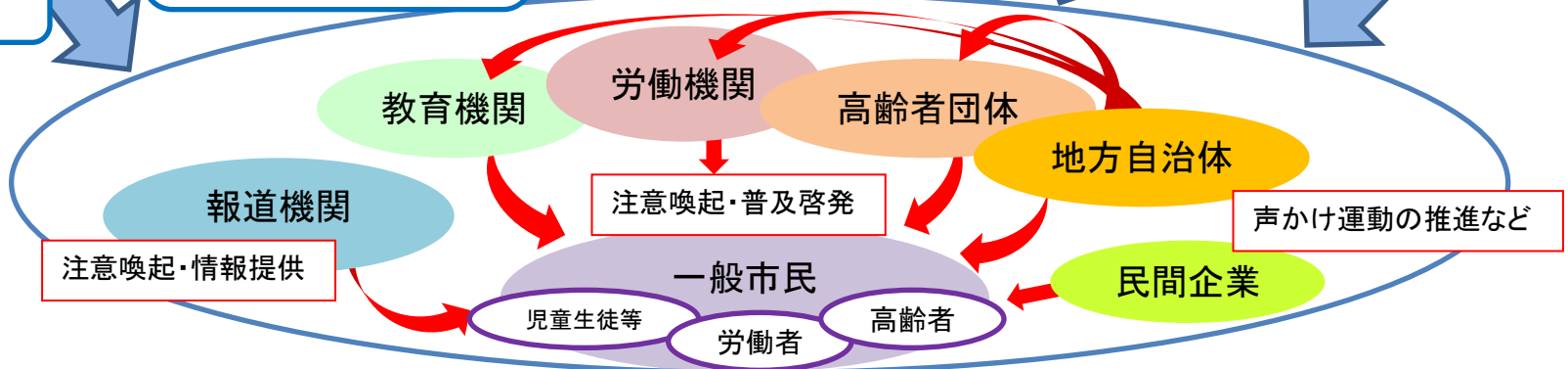
4. 調査研究の推進(厚生労働省、環境省)



報道機関等への情報配信など

マニュアル、ポスター、パンフレット、カード等の配布

ホームページ上での公開



注意喚起の徹底、予防・対処法の普及啓発の推進